

名古屋市農業委員会 令和3年第6回総会 議 事 録

1 開催日時 令和3年6月21日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時30分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(係長級以下) 7人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第39号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第43号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第44号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②衛星データを活用した利用状況調査について

(4) その他

(5) 閉会

令和3年第6回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

		2番	成田秋義委員
		4番	近藤正俊委員
5番	坂野文明委員	6番	石田正彦委員
		8番	箕浦基伸委員
9番	布目巳佐子委員		
11番	横井昭男委員	12番	岩田公雄委員
15番	安井勝春委員	16番	横井庸一郎委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森國晃委員		
21番	大島誠委員	22番	伊藤正幸委員
		24番	横井慎一委員
25番	木村正男委員		
27番	服部勇夫委員		

令和3年第6回総会（令和3年6月21日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和3年第6回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただ今より令和3年第6回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第39号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」から、第44号議案「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について」までの6議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は15人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、近藤正俊委員及び成田秋義委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 39 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、緊急事態宣言が解除されたところがございますが、まん延防止対策の地区になっておりますので、個々の委員の報告ではなく、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、6 月 2 日に調査した結果をご報告します。

申請者は、申請地を本来農地として耕作すべきところ、所有している宅地への道路及び通路として利用してしまっていたことが判明し、追認申請に至ったものです。

申請地の西福田二丁目の 2 筆は、3 種農地の田で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。海東土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。

また、面談の結果、軽微な転用であっても、許可を要するということを初めて知ったとのことで、今後は農地法を遵守するとのことでした。

周囲の状況は、北側は道路と宅地、南側は宅地、東側は田と宅地、西側は畑と道路で、被害防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

それでは、第 39 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 39 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 40 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 及び 1-4 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長 受付番号 1-3 及び 1-4 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-3 願い出の農地の、天白区天白町大字野並字稲田の 1 筆には、ミカンやモモ、ブドウが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-4 願い出の農地の、天白区植田東二丁目の 1 筆には、梅や柿が栽培され、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上 2 件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 及び 2-2 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-1 と 2-2 の農地について、6 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-1 は 2 筆とも田で、水稻収穫済みでした。願出者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-2 は 2 筆とも畑で、梅、ミカン、ネギが作付けされており、願出者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1 の農地について、6 月 3 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

願い出のありました中川区富田町大字榎津字袋尻の 1 筆の田は、休耕中でした。

このことから、願出者の父がお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、6 月 3 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-2 の、農地の主たる従事者は亡くなりました。

証明願い出のありました港区明正一丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態であり、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 40 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 40 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 41 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-15 及び 1-16 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-15 及び 1-16 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、6 月 2 日と 3 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-15、名東区若葉台の 1 筆には、ばれいしょやさといも、スイートコーンなどが栽培されていました。

受付番号 1-16、緑区大高町字中島の 1 筆は、隣接する農地と一体で、水稻が、大高町字平野池末の 2 筆は、一体で、梅が、定納山二丁目の 1 筆は、隣接する農地と一体で、梅が、栽培されていました。

いずれも、農地として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-5 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長 受付番号 2-5 について、6 月 3 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-5 は 2 筆とも田で、水稻が作付けされてきました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 3-4 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長 受付番号 3-4 の農地につきまして、6 月 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-1 の中川区西中島一丁目の 1 筆の畑には柿、ミカンなどが作付けされており、良好に管理されてきました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 41 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 41 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 42 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>
東部・緑農政課長	<p>受付番号 1-3 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-3 願い出の天白区海老山町の 1 筆、天白町大字野並字稲田の 1 筆は、亡くなられた方の所有で、長男が、引き続き農業経営を続けられると願い出られました。</p> <p>願出地は、キャベツやナス、さといもなどの野菜や、梅が栽培され、良好に管理されていました。</p> <p>また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>

特にないようです。それでは、第 42 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 42 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 43 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1 の農地について、6 月 3 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

受付番号 3-1 の中川区榎松町の 3 筆、江松西町の 1 筆の田には、水稻、榎松町の 1 筆の畑には、ゴーヤ、オクラ、榎松町の 2 筆の畑には、ほうれん草、枝豆、ミツバ、江松西町の 1 筆の畑には、ミツバ、江松西町の 2 筆の畑には、レタス、トマトが作付けされ、良好に管理されていました。

このことから、申請地全てについて相続されてから今日まで、相続人が自ら所有し、耕作されていることを確認しました。

何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 及び 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 及び 4-2 につきまして、6 月 2 日に、担当委員

さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、受付番号 4-1 の所有者及び、受付番号 4-2 の所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

受付番号 4-2 の 3 筆のうち 1 筆は、畑で、サツマイモ、スイカが作付けされ、良好に管理されておりました。

また、受付番号 4-1 の 2 筆及び、4-2 の 3 筆のうち 2 筆は、田で、水稻が作付けされ、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 43 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 43 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 44 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第4条第3項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第4条第3項第1号から6号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

本件につきまして、担当委員さんと事務局職員とで、6月2日に申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、借受人が、所有者との間で、生産緑地の使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請のあった農地は、緑区水広一丁目の1筆の一部で、地目は畑、面積は360平方メートルで、現在は、耕作準備中となっています。

お手元の配付資料①をご覧ください。

本件の申請者の場合、事業計画の認定要件は、上段の表にお示ししてある項目のみとなります。

具体的な事業計画の内容は、表の右側に記載されていますが、第1号の「1」イ、ロ、ハについては、「1イ」に該当しま

す。

計画では、新たに、アボカド 8 本を鉢を用いて定植。定植後 4 年目からの収穫を目指し、その収穫量の 5 割以上を申請者が開催する軽トラ市などにおいて販売する予定です。

次に、第 1 号の「2」については、所有者と申請者が協力し、周辺住民からの相談・苦情に対応し、また、申請者は農産物の残渣などを放置せず、除草を行うなど適切な管理を行っていく予定です。

以上、法に掲げる必要な要件の全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 44 号議案の議決の案を読み上げます。8 ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項第 1 号の要件を満たすことが認められるため、です。

それでは、第 44 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 44 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 3 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 3 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 6 件

続いて、4 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 28 件

続いて、14 ページから 33 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 57 件

続いて、34 ページから 35 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、36 ページから 37 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 4 件

続いて、38 ページから 39 ページにかけて、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 4 件

続いて、40 ページですが、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出が 1 件

続いて、41 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 1 件

続いて、42 ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が 2 件

続いて、43 ページですが、転用届出に係る訂正願が 4 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。続きまして、報告（2）「衛星データを活用した利用状況調査」について、事務局、お願いいたします。

農政係長

報告（2）「衛星データを活用した利用状況調査」につきまして、ご報告いたします。

右上に報告（2）と記載された資料をご覧ください。

1 経緯としまして、経済局フィールド活用型社会実証支援（H a t c h M e e t s（ハッチミーツ））を經由しまして、農業委員会に協力依頼があったものでございます。

2 実験目的としては、耕作放棄地の調査に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員の負担軽減でございます。

3 相手方は、兵庫県にございます会社でございます。

4 実証実験内容としまして、会社が開発した耕作放棄地検出アプリにより、衛星データから耕作放棄地と思われる農地を検出します。その後、検出結果を基に農業委員会が現地確認を行い、その精度を検証するものです。

5 ご協力いただきたいこととしまして、9月から10月に行っている遊休農地認定のための現地調査に合わせまして、実際にアプリを使って、耕作放棄地と判定された農地について現地調査を行い、その結果を登録する一連の作業を予定してございます。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

よろしいですか。報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

主査

特定生産緑地の指定申出に関しまして配付資料②で、1992年指定の生産緑地の状況をご参考までに情報提供させていただきます。

2021年1月25日から4月9日の期間で、2回目の受付を実施しましたので、筆ベース、面積ベースでそれぞれ現時点での状況をまとめてございます。

指定する意向が決まっている方の多くは受付初年度にお手続きをしていただいたこともあり、2回目の今回は受付数としては多くはありませんでしたが、ご覧いただきますとお筆ベ

ース、面積ベースともに累計で約7割の指定申出がされております。

2022年1月下旬から4月上旬には、1992年指定の生産緑地の最終受付、こちらを実施する予定としております。

制度の周知、指定の手続きを漏れなくすすめていけるよう、意向調査の実施や、制度説明会の開催を今年度も予定しておりますので、ひきつづきよろしくお願いたします。以上でございます。

農政係長

続きまして、ご報告でございます。現地研修の中止についてでございます。例年7月に実施しておりました現地研修につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止といたします。

また、農業委員会規程集の差し替えについてでございますが、議案と同封で送付済みでございます。

また、農業委員会だよりにつきまして同様に、議案と同封で送付済みでございます。

最後になりますが、今年度の名古屋市職員録が完成いたしましたので、配付をしております。今後の活動にお役立ていただこうと思っております。今年度は1冊363円となっております。全員協議会で支出させていただく予定でございますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和3年第6回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時30分）